

## 移動型X線撮影装置 保守管理業務委託仕様書

### 1 目的

受注者は、本仕様書に基づき、神奈川県立循環器呼吸器病センター（以下「当センター」という。）建物内に設置されている移動型X線撮影装置（機種名）の保守業務を適切に行い、装置の機能を常に維持することを目的とする。

### 2 期間

機器設置日から令和10年3月31日まで

（ただし、機器設置日から令和6年3月31日までは無償保守期間とする。）

### 3 保守点検対象機器

(1)	移動型X線撮影装置 本体一式	(機種名)	1台
(2)	デジタルラジオグラフィ (FPD)	(型番)	2式
(3)	モバイル型X線画像制御ユニット	(型番)	2式

### 4 保守の内容

- (1) 契約期間中、受注者は移動型X線撮影装置（機種名）について、年1回の定期点検を行うものとする。各機器の保守実施時期はその都度、当センターと調整の上決定すること。また、点検の作業時間帯は、土曜、日曜、祝日、年末年始を除き、午前9時～午後5時15分とする。
- (2) 製造メーカーが指定する定期点検（フルメンテナンス）の点検項目に基づき点検、調整及び定期点検交換部品の交換を行うこと。また点検終了後には、速やかに作業報告書を提出し、その確認を受けるものとする。
- (3) 装置機能向上のためのアップグレードを除く不具合対策のためのソフトウェア等のアップグレードが発生した場合は当センターの要請から1カ月以内実施すること。
- (4) 対象機器に故障が発生したとき、当センターの連絡に基づき速やかに技術員を派遣し、点検及び必要な修理・調整を行う。点検の作業時間帯並びに修理の受付は、24時間365日とし、日中・夜間帯を問わず対応すること。サービスマンの派遣・作業費用については、受注者の負担とする。

### 5 費用の負担

契約期間中は、保守点検対象機器の交換部品を保有し、故障時及び点検時に部品交換を行った場合、消耗品を除く部品の修理及び作業は何度行った場合でも契約期間内は当センターが支払う費用は発生しないものとする。

ただし、デジタルラジオグラフィ (FPD) に限っては、契約期間内に発注者の過失（重過失は除く）により次のア～ウのいずれかの対象事由が生じかつ異常が発生し、FPD本体を交換する場合の費用は、年度毎に合計2回までの交換を全額受注者の負担とする。3回以上のFPD本体交換に関する費用は発注者の負担とする。

ア パネルに異常が発生し、落下や強い衝撃によりパネル部に著しい変形（全面、局部的変形・湾曲）が生じた場合

イ パネル部に液体（血液、嘔吐物、飲料水など）による汚染の痕跡が認められた場合

ウ パネル内蔵センサーのログから、強い衝撃を受けたことが確認された場合

### 6 支払い

定期点検ごとの検査に合格した後、受注者の適法な請求書を受領した日から30日以内に行うものとする。年間の支払回数は1回（定期点検完了後）とし、1回あたり（委託契約金額の年額）〇〇〇〇円（税込）を当センターに請求することとする。発注者は契約書の定めに従い、受注者へ支払うこととする。

## 7 その他

- (1) 業務の実施にあたっては、医療法施行規則第9条の12の各条項を遵守し、適正、誠実に遂行すること。本仕様書に明記されていない事項でも、保守管理上必要なものが発生した場合は、事前に当センターと協議した後に滞りなく具備すること。
- (2) 業務を実施する責任者及び従事者については、医療法施行規則第9条の12第1項及び第2項の基準によること。
- (3) 仕様書の表現を独自の判断で解釈することなく、疑事がある場合は、必ず当センターに確認すること。
- (4) その他予期せぬ事態が発生したときは、協議のうえ処置を決定する。